「博士学位論文の取扱いについて」の改訂の主な変更点

平成25年4月1日付けで「学位規則(昭和28年文部省令第9号)」が一部改正されたことにより、平成25年4月1日以降に博士の学位を授与される方は、印刷公表ではなくインターネット上で当該博士学位論文の全文(又はその内容を要約したもの)を公表する必要があります。

本件への対応として、京都大学では博士学位論文を京都大学学術情報リポジトリ (「KURENAI」) 上で公表することになり、学位申請書類等として、以下の書類等が追加されました。

①博士学位論文の公表方法について (様式2)・・・1 通 (紙媒体) 及び電子データ1 個 (Excel ファイル)

記入および提出に際して、「博士学位論文の取扱いについて」(36頁から41頁)をご覧ください。

②学位論文の全文データ・・・・電子データ1個(PDFファイル)

提出に際しては、「博士学位論文の取扱いについて」(36頁から39頁)をご覧ください。

平成25年10月

京都大学工学研究科教務課大学院掛